

— 参考資料 目次 —

| | | |
|------|---|----|
| 資料1 | 事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議の開催について(抄) | 1 |
| 資料2 | 事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議の開催状況..... | 2 |
| 資料3 | 事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議調査報告書 (第一次取りまとめ)(抜粋)..... | 4 |
| 資料4 | 有識者会議で出された主な意見とそれに対応する農林水産省提出 法案の内容..... | 5 |
| 資料5 | 食品安全基本法(抄)..... | 6 |
| 資料6 | 消費者安全情報総括官について..... | 11 |
| 資料7 | 消費者行政推進基本計画(抜粋)..... | 13 |
| 資料8 | 食品衛生法(抄)..... | 14 |
| 資料9 | 消費生活用製品安全法(抄)..... | 15 |
| 資料10 | 司法判断の概要..... | 17 |
| 資料11 | 消費者安全法案..... | 18 |

事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議の開催について(抄)

平成 20 年 9 月 19 日
内閣府特命担当大臣決定

今般の事故米穀の不正規流通問題については、食の信頼を揺るがす事態となっており、農林水産省の行政対応の是非も問われているところ。本問題の原因究明、責任の所在の明確化等を徹底して行うとともに、米穀の流通実態を踏まえた消費者の安全・安心確保のための抜本的な改善策を講ずることが喫緊の課題となっている。

こうした課題に適切に取り組むために、法曹関係者、消費者問題の専門家等の知見を活用するべく、関係省庁の連携の下、「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

1. 検討事項

- i) 事故米穀の不正規流通問題の原因究明、責任の所在の明確化
- ii) 米穀の流通実態等の問題点への対応を含めた、消費者の安全・安心確保のための抜本的改善策

2. 構成員

| | |
|--------|----------------------------------|
| 秋山 昭八 | 弁護士 |
| 神山 美智子 | 弁護士 |
| 佐野 真理子 | 主婦連合会事務局長 |
| 砂田 登志子 | 食育ジャーナリスト |
| 但木 敬一 | 弁護士 |
| 田中 一昭 | 拓殖大学名誉教授 |
| 日和佐 信子 | 雪印乳業株式会社社外取締役 元全国消費者団体連絡会事務局長 |
| 八木 宏典 | 東京農業大学国際食料情報学部教授 |

事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議の開催状況

平成20年9月19日（金） 内閣府特命担当大臣決定により「事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議」を設置

【第1回有識者会議】 平成20年9月19日（金）

- 検討チームの検討状況について
- これまでの対応状況について（関係省庁ヒアリング）
- 有識者会議の運営及び当面の審議日程について

【第2回有識者会議】 平成20年9月22日（月）

- 事故米穀の不正規流通事案に関する対応策緊急取りまとめについて
- 今後の審議事項について

【第3回有識者会議】 平成20年10月3日（金）

- 事故米穀の不正規流通問題への対応の進捗状況について

【第4回有識者会議】 平成20年10月8日（水）

- 農林水産省からのヒアリング

【第5回有識者会議】 平成20年10月9日（木）

- 農林水産省からのヒアリング

【第6回有識者会議】 平成20年10月14日（火）

- 農林水産省からのヒアリング
- 主な論点及び農林水産省への質問事項等（案）

【第7回有識者会議】 平成20年10月17日（金）

- 農林水産省からのヒアリング

【第8回有識者会議】 平成20年10月21日（火）

- 農林水産省からのヒアリング
- 主な論点についてこれまでに明らかになった事項について（論点1、論点2）

【第9回有識者会議】 平成20年10月24日（金）

- 農林水産省からのヒアリング

【第10回有識者会議】 平成20年10月27日（月）

- 内閣府食品安全委員会及び厚生労働省からのヒアリング
- 農林水産省からのヒアリング

【第11回有識者会議】 平成20年10月30日（木）

- 農林水産省からのヒアリング
- これまでに明らかとなった主な事項等、委員の主な意見・疑問等

【第12回有識者会議】 平成20年11月5日（水）

- 農林水産省からのヒアリング
- 事故米に関する農林水産省の取組の中間的総括
- これまでに明らかとなった主な事項等、委員の主な意見・疑問等

【第13回有識者会議】 平成20年11月6日（木）

- 農林水産省からのヒアリング
- 事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議調査報告書 第一次取りまとめ(要旨)(案)

【第14回有識者会議】 平成20年11月11日（火）

- 「調査報告書 第一次とりまとめ」について

【第15回有識者会議】 平成20年11月13日（木）

- 「調査報告書 第一次取りまとめ」について

【第16回有識者会議】 平成20年11月20日（木）

- 「調査報告書 第一次取りまとめ」について

【第17回有識者会議】 平成20年11月25日（火）

- 「調査報告書 第一次取りまとめ」について
- 「米流通システム検討会」における検討状況等について

【第18回有識者会議】 平成20年12月24日（水）

- 米穀の流通実態等の問題点への対応等について

【第19回有識者会議】 平成21年2月5日（木）

- 農林水産省通常国会提出予定法案（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律案（仮称）、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案）について
- 「食の安全」に関する消費者への情報提供のあり方について

【第20回有識者会議】 平成21年2月27日（金）

- 「食の安全」に関する消費者への情報提供のあり方について

【第21回有識者会議】 平成21年3月19日（木）

- 事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議取りまとめ(仮称)(案)について

※配付資料、議事概要、議事録：<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/jikobeikoku.html>

事故米穀の不正規流通問題に関する有識者会議
調査報告書（第一次取りまとめ）（抜粋）

第4 検証の総括及び農林水産省における厳正な対処等について

4 政府全体としての今後の取組等について

(3) 当会議の取組

今回の事故米穀の問題については、農林水産省においても、「工程表」に沿って、「事故米対策本部」、「農林水産省改革チーム」、「米流通システム検討会」等が設置されそれぞれの場で検討が進められているが、当会議は、府省の枠を超えて、消費者の立場に立った発想で、「食の安全」あるいは「消費者の安全」に関する事柄全般について一元的に審議し、提言していくことが任務である。今後とも、農林水産省から検討の状況等を聴取するなどしつつ、時期を逸することなく当会議としての考え方を示していくこととしている。

なお、事故米穀の流通ルート上の事業者名の公表の在り方については、様々な意見があったが、当会議の多くの委員は、「食の安全」に関する情報は原則として公表すべきとの立場であり、事故米穀の流通ルートのような、消費者の健康に影響を及ぼしかねない情報の公表の判断基準については、権限の有無ではなく、消費者の気持ちを優先させるべきである、といった意見や、立法論も含め、別の角度からの検討が必要ではないかとの強い指摘があった。

事業者名の公表・非公表の在り方は、統一的なルールの策定には多くの関係府省間の調整が必要であること、消費者へのわかりやすさ、公表される事業者の経営への影響、法的根拠、諸々の制度における取扱いとのバランスなど、様々な観点からの検討を要する問題である。「食の安全」に関する消費者への情報提供のあり方については、消費者被害の発生や拡大の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要がある場合にはその情報を公表することを基本として、消費者に無用の不安を与えないよう、健康への影響の程度についても同時に公表することや、健康への影響の程度に関する情報を消費者が十分理解できるようにするための方策も視野に入れて、将来に向けての検討課題として、当会議でも検討していきたい。

また、事故米穀が保育園や学校等の給食において供せられた事実も確認されており、将来、万が一、健康被害が確認されるようなケースに対応できるよう、関係者の名簿等必要な資料が関係機関において適切に保存されることが望まれるとの指摘があった。

当会議は、今後さらに「米穀の流通実態等の問題点への対応を含めた、消費者の安全・安心確保のための抜本的改善策」についても審議していかなければならない。

有識者会議で出された主な意見とそれに対応する農林水産省提出法案の内容

【米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律関係】

| 有識者会議の意見 | 農林水産省提出法案の内容 |
|--|---|
| <p>(対象となる事業者の範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> トレーサビリティーの対象となる事業者の範囲は、最終の小売段階までカバースべき。 また、現在、届出が免除されている年間取扱数量20トン未満の事業者についても対象とすべき。 | <p>記録の作成、伝達、保存に係る義務は、米穀の出荷又は米穀等の販売、加工、製造若しくは提供の事業を行う者すべてに課すこととされ、対象となる事業者は最終の小売段階までカバーされており、事業者の規模の大小で適用を除外する規定もない。</p> |
| <p>(罰則)</p> <ul style="list-style-type: none"> 罰則の適用については、ペナルティがすぐにかかるよう直罰方式を検討すべき。 | <p>実効性を確保する観点から、米穀事業者等に対し、報告徴収・立入検査を行うことができる旨が規定されており、記録の作成、伝達、保存に係る義務違反があつた場合には、直罰方式がとられている。</p> |

【主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律関係】

| 有識者会議の意見 | 農林水産省提出法案の内容 |
|--|--|
| <p>米穀取扱業者に対する届出制を維持することについては、当有識者会議において議論があつたところであるが、いかに厳しい許認可の下でも、事業者が法令等の規定を守っているかどうかチェックしなれば意味がなく、届出制とする場合でも、事業者が遵守すべき事項を定め、その遵守を徹底させる仕組みとすることが必要である。</p> | <p>改正食糧法案においては、主食用以外に用途（加工原材料用、飼料用等）を限定された米穀の管理方法等について、米穀の出荷・販売事業者が遵守すべき事項を定められた場合に、その遵守事項を遵守しない者に対しては、勧告及び命令後、罰則を科すとともに、報告徴収・立入検査を拒否した場合の罰則を強化することとされている。</p> |

食品安全基本法（抄）

（平成十五年五月二十三日法律第四十八号）

最終改正：平成一九年三月三〇日法律第八号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、科学技術の発展、国際化の進展その他の国民の食生活を取り巻く環境の変化に適確に対応することの緊要性にかんがみ、食品の安全性の確保に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び食品関連事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「食品」とは、すべての飲食物（薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。）をいう。

（食品の安全性の確保のための措置を講ずるに当たっての基本的認識）

第三条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識の下に講じられることにより、行われなければならない。

（食品供給行程の各段階における適切な措置）

第四条 農林水産物の生産から食品の販売に至る一連の国の内外における食品供給の行程（以下「食品供給行程」という。）におけるあらゆる要素が食品の安全性に影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。

（国民の健康への悪影響の未然防止）

第五条 食品の安全性の確保は、このために必要な措置が食品の安全性の確保に関する国際的動向及び国民の意見に十分配慮しつつ科学的知見に基づいて講じられることによって、食品を摂取することによる国民の健康への悪影響が未然に防止されるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国の責務）

第六条 国は、前三条に定める食品の安全性の確保についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第七条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(食品関連事業者の責務)

第八条 肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材、食品（その原料又は材料として使用される農林水産物を含む。）若しくは添加物（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物をいう。）又は器具（同条第四項に規定する器具をいう。）若しくは容器包装（同条第五項に規定する容器包装をいう。）の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者（以下「食品関連事業者」という。）は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たって、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品その他の物に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、食品関連事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する食品の安全性の確保に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第九条 消費者は、食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるとともに、食品の安全性の確保に関する施策について意見を表明するように努めることによって、食品の安全性の確保に積極的な役割を果たすものとする。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、食品の安全性の確保に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない

第二章 施策の策定に係る基本的な方針

(食品健康影響評価の実施)

第十一条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、人の健康に悪影響を及ぼすおそれがある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、食品に含まれ、又は食品が置かれるおそれがあるものが当該食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響についての評価（以下「食品健康影響評価」という。）が施策ごとに行われなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 当該施策の内容からみて食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないとき。
- 二 人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき。
- 三 人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、又は抑制するため緊急を要する場合で、あらかじめ食品健康影響評価を行ういとまがないとき。

- 2 前項第三号に掲げる場合においては、事後において、遅滞なく、食品健康影響評価が行われなければならない。
- 3 前二項の食品健康影響評価は、その時点において到達されている水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に行われなければならない。

(国民の食生活の状況等を考慮し、食品健康影響評価の結果に基づいた施策の策定)

第十二条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に悪影響が及ぶことを防止し、及び抑制するため、国民の食生活の状況その他の事情を考慮するとともに、前条第一項又は第二項の規定により食品健康影響評価が行われたときは、その結果に基づいて、これが行われなければならない。

(情報及び意見の交換の促進)

第十三条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。

(緊急の事態への対処等に関する体制の整備等)

第十四条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置が講じられなければならない。

(関係行政機関の相互の密接な連携)

第十五条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保のために必要な措置が食品供給行程の各段階において適切に講じられるようにするため、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

(試験研究の体制の整備等)

第十六条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、科学的知見の充実に努めることが食品の安全性の確保上重要であることにかんがみ、試験研究の体制の整備、研究開発の推進及びその成果の普及、研究者の養成その他の必要な措置が講じられなければならない。

(国の内外の情報の収集、整理及び活用等)

第十七条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、国民の食生活を取り巻く環境の変化に即応して食品の安全性の確保のために必要な措置の適切かつ有効な実施を図るため、食品の安全性の確保に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な措置が講じられなければならない。

(表示制度の適切な運用の確保等)

第十八条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の表示が食品の安全性の確保に関し重要な役割を果たしていることにかんがみ、食品の表示の制度の適切な運用の確保その他食品に関する情報を正確に伝達するために必要な措置が講じられなければならない。

(食品の安全性の確保に関する教育、学習等)

第十九条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、食品の安全性の確保に関する教育及び学習の振興並びに食品の安全性の確保に関する広報活動の充実により国民が食品の安全性の確保に関する知識と理解を深めるために必要な措置が講じられなければならない。

(環境に及ぼす影響の配慮)

第二十条 食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策が環境に及ぼす影響について配慮して、これが行われなければならない。

(措置の実施に関する基本的事項の決定及び公表)

第二十一条 政府は、第十一条から前条までの規定により講じられる措置につき、それらの実施に関する基本的事項（以下「基本的事項」という。）を定めなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 3 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本的事項を公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、基本的事項の変更について準用する。

食品安全委員会の役割とリスク管理機関との関係

消費者・事業者等

リスクコミュニケーション

関係者相互間の幅広い情報や意見の交換

厚生労働省

農林水産省

○食品衛生に関するリスク管理

- ・ 添加物指定・農薬等の残留基準や食品加工・製造基準等の策定
- ・ 食品の製造、流通、販売等に係る監視指導、輸入時の検査等を通じた食品の安全性確保
- ・ リスクコミュニケーションの実施
- ・ 緊急の事態への対応

○農林水産物等に関するリスク管理

- ・ 生産資材の安全性確保や規制等
- ・ 農林水産物等の生産、流通及び消費の改善活動を通じた安全性確保
- ・ リスクコミュニケーションの実施
- ・ 緊急の事態への対応

